

教育・保育提供区域の設定（案）

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みや提供体制の確保方策等を定めることとされています。

教育・保育に関する教育・保育提供区域

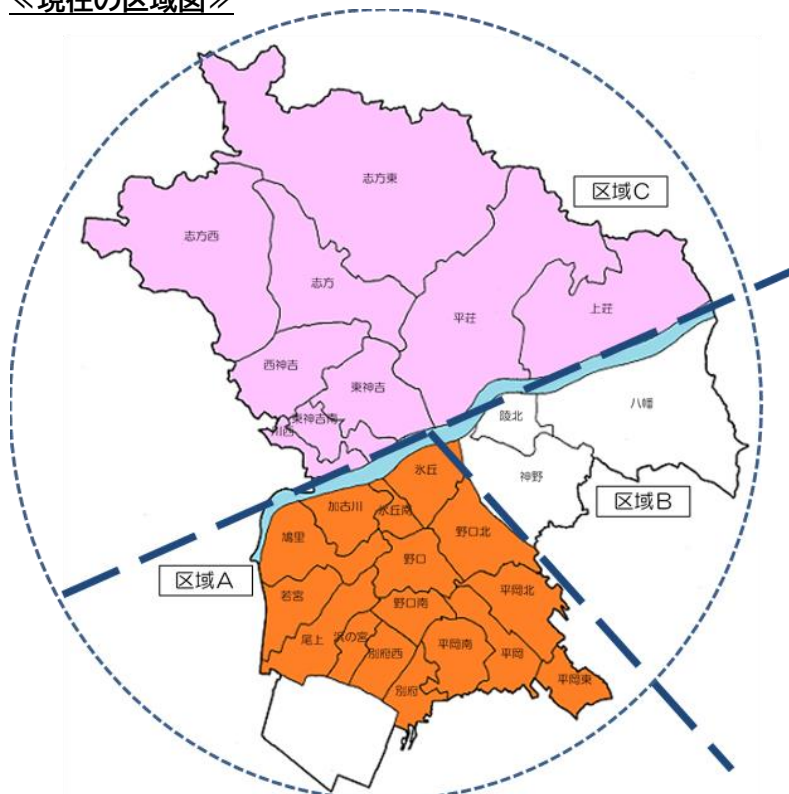
第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画においては、市域を 3 区域に分割し、教育・保育の提供区域としていましたが、保育所、幼稚園及び認定こども園を利用する子どもは、保護者の勤務先や施設の空き状況から、実際に居住する区域を超えた施設を利用することが頻繁にあることから次の事象が発生しています。

- ①区域内のニーズに合わせて施設整備等の提供体制の確保を行ったとしても、区域を超えた利用者も多くいるため、設定された区域内のニーズと利用実態があわなくなる可能性があること
- ②区域内のニーズに対応するため、狭い範囲で必要以上に施設整備等を行う可能性が生じ、施設整備が非効率的になること

以上を踏まえ、本計画における教育・保育の提供区域の設定にあたっては、提供区域の広域化と実際の利用状況に応じた区域の見直しを行い、教育・保育の提供区域はこれまでの A 区域と B 区域を統合し、2 区域とします。

区域		区域に含まれる小学校区
A	東部	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B		神野、陵北、八幡
C	西部	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、両荘みらい

《現在の区域図》



※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み」と「提供体制」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるものですが、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来どおり区域を超えた利用は可能です。